

山城第2組組長奥印に関する内規

- 第1条 各種申請に伴う山城第2組組長印の奥印を受けようとする者は、山城第2組に対し奥印料を収めなければならない
- 第2条 奥印料は別表に定める
- 第3条 別表に定めのない奥印については奥印料の納付を免除する
- 2 真宗大谷派の宗憲および条例の改正に伴う組長奥印を必要とする申請の場合は奥印料の納付を免除する
- 第4条 この内規の改正には、組会および組門徒会においてそれぞれ定数の過半数の賛成を必要とする

別表

| 申請名 | 組長奥印料 |
|-----------------------|---------|
| 寺院規則変更届 | ¥30,000 |
| 寺院の設立及び転入・転出に関わる一切の申請 | ¥30,000 |
| 住職・教会主管者任命申請 | ¥10,000 |
| 所属移転願 | ¥10,000 |
| 転属許可願 | ¥10,000 |
| 候補衆徒承認申請 | ¥5,000 |
| 副住職・副教会主管者承認申請 | ¥5,000 |
| 得度願 | ¥5,000 |
| 住職・教会主管者代務者任命申請 | ¥3,000 |
| 転派願 | ¥3,000 |

附則 本規約は平成21年8月5日より施行する。この施行と同時に従前の「組長奥印料に関する申し合わせ」は廃止する